

笠岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年 7月

笠 岡 市

目次

はじめに.....	- 3 -
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 5 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 5 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 5 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 5 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 8 -
(1) 有事のシナリオの考え方.....	- 8 -
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）..	- 8 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 11 -
(1) 平時の備えの整理や拡充.....	- 11 -
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え.....	- 11 -
(3) 基本的人権の尊重.....	- 12 -
(4) 危機管理としての特措法の性格.....	- 13 -
(5) 関係機関相互の連携協力の確保.....	- 13 -
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応.....	- 13 -
(7) 感染症危機下の災害対応.....	- 13 -
(8) 記録の作成や保存.....	- 14 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	- 14 -
(1) 国の役割.....	- 14 -
(2) 県の役割.....	- 15 -
(3) 市の役割.....	- 15 -
(4) 医療機関の役割.....	- 15 -
(5) 指定（地方）公共機関の役割.....	- 15 -
(6) 登録事業者の役割.....	- 16 -
(7) 一般の事業者の役割.....	- 16 -
(8) 住民の役割.....	- 16 -
第6節 新型インフルエンザ等の対策項目.....	- 17 -
第2章 新型インフルエンザ等の対応策と危機管理体制.....	- 18 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 21 -
第1章 実施体制.....	- 21 -
第1節 準備期.....	- 21 -
第2節 初動期.....	- 21 -
第3節 対応期.....	- 24 -
第2章 情報提供・共有，リスクコミュニケーション.....	- 26 -
第1節 準備期.....	- 26 -

第2節 初動期.....	- 26 -
第3節 対応期.....	- 27 -
第3章 まん延防止.....	- 28 -
第1節 準備期.....	- 28 -
第2節 初動期.....	- 28 -
第3節 対応期.....	- 28 -
第4章 ワクチン.....	- 29 -
第1節 準備期.....	- 29 -
第2節 初動期.....	- 31 -
第3節 対応期.....	- 33 -
第5章 保健.....	- 35 -
第1節 準備期.....	- 35 -
第2節 初動期.....	- 36 -
第3節 対応期.....	- 36 -
第6章 物資.....	- 37 -
第1節 準備期.....	- 37 -
第2節 初動期.....	- 37 -
第3節 対応期.....	- 37 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 38 -
第1節 準備期.....	- 38 -
第2節 初動期.....	- 39 -
第3節 対応期.....	- 39 -

はじめに

1 策定の経緯

国は、平成 17(2005)年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画¹」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定後、平成 21(2009)年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の経験を経て、平成 23(2011)年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。併せて、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等²を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24(2012)年 4 月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定した。

平成 25(2013)年には、特措法第 6 条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25(2013)年 2 月 7 日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

笠岡市では、平成 22(2010)年に「笠岡市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定以降、平成 30(2018)年に「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を踏まえ「笠岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。（図 1 参照）

2 市行動計画改定の目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和 2 年（2020 年）1 月に国内で感染者が確認されて以降、令和 2 年 12 月には市内 1 例目の感染者が確認された。その後、複数の感染の波をもたらし、感染が拡大する中で、住民生活及び住民の社会経済活動に大きな影響を与えた。この間、行政、医療関係者、国民、事業者等、国を挙げたの対策が進められてきた。

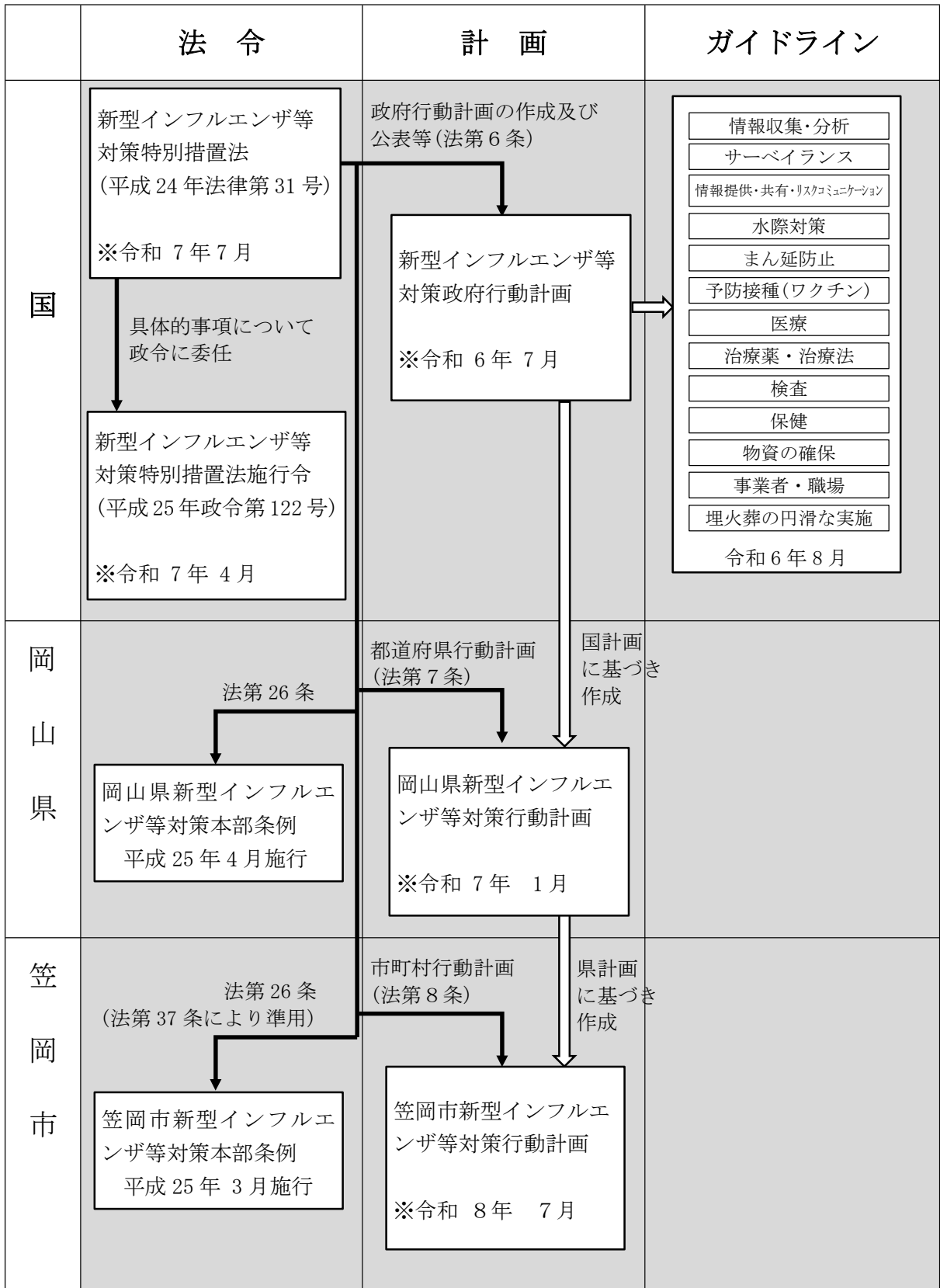
今般の市行動計画の改定は、令和 6（2024）年 7 月 2 日に新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ全面改定された政府行動計画及び令和 7 年 1 月に全面改定された県行動計画と同様に、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

なお、国及び県は、おおむね 6 年ごとに定期的な検討を行い、各行動計画の変更を行うこととしており、笠岡市についても必要に応じて市行動計画の見直しを行うこととする。

1 “WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005 年 WHO ガイダンス文書

2 新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の検証結果は、厚生労働省において、2010 年 6 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議報告書として取りまとめられた。

図1 新型インフルエンザ等関係法令，計画及びガイドライン



法：新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

※：最新の改正・改定・改訂

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命及び健康や住民生活及び住民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが患うおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を笠岡市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある³。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

(1) 特定の感染症を前提としないバランスの取れた戦略

政府行動計画及び県行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、科学的知見を踏まえ、少子高齢化、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとし、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画

及び県行動計画を踏まえ、表1のとおり、一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。)

(2) 状況に応じた具体的対策の選択・実施

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性⁴等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが住民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、笠岡市及び指定(地方)公共機関⁵による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

4 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。

5 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、通信等に関連する事業者が指定されている。

表1 時期に応じた戦略（初動期及び対応期は、政府対策本部が決定する基本的対処方針に基づいて対応）

時期		戦略
準備期	発生前の段階	職員の感染防護用資機材の備蓄，住民に対する啓発や笠岡市・企業による業務継続計画（BCP）等の策定，DX の推進や人材育成，訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等，新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<p>必要に応じて，関係課連絡会議，笠岡市新型インフルエンザ等対策会議を開き，直ちに初動対応の体制に切り替える。</p> <p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は，病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということをも前提として対策を策定する。</p>
対応期	市内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<p>患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療，感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討，病原性に応じて，不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い，感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした様々な対策を講ずる。</p> <p>なお，国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には，過去の知見等も踏まえ，病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し，封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが，常に新しい情報を収集・分析し，対策の必要性を評価し，更なる情報が得られ次第，感染拡大のスピードを抑制し，可能な限り感染者数等を減少させるための対策等，適切な対策へと切り替えることとする。また，状況の進展に応じて，必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p>
	市内で感染が拡大し，病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>国，県，市，事業者等は相互に連携して，医療提供体制の確保や住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが，社会の緊張が高まり，変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって，あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ，社会の状況を把握し，状況に応じて臨機応変に対処していく。また，笠岡市の実情等に応じて，県と協議の上，柔軟に対策を講ずる。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積，検査体制や医療提供体制の整備，ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて，適切なタイミングで，柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	流行状況が収束 ⁶ し，特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

6 患者が国内で発生しているが，特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す⁷。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう表2のように区分し、有事のシナリオを想定する。それぞれの時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

また、図2に示す、初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」で、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原

7 リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第2部第3章の記載を参照。

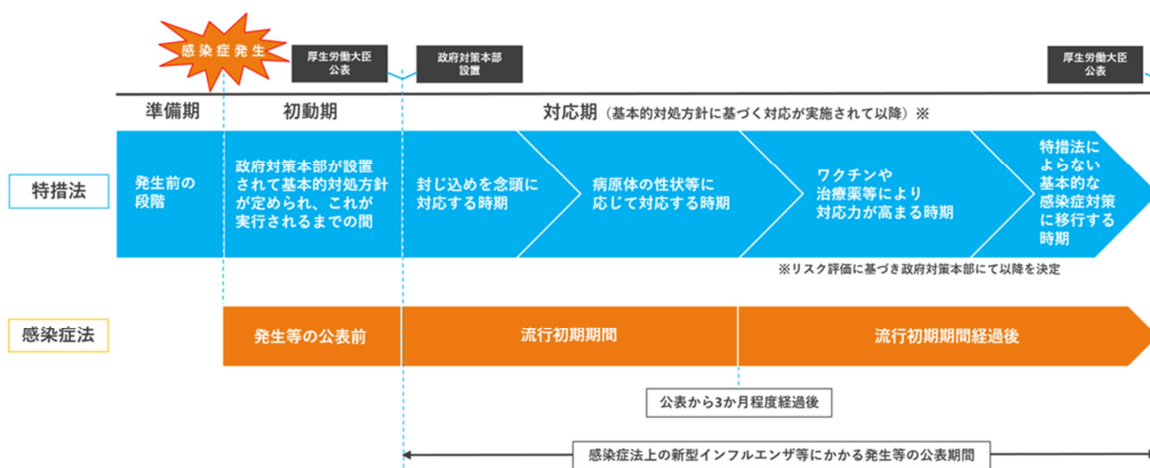
性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループの属性によって、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

表2 初動期及び対応期の有事のシナリオ

時期	有事のシナリオ	
初動期 (A)	笠岡市は、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。	
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 (B)	笠岡市は、県対策本部の設置後、県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)	笠岡市は、感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

図2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

笠岡市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を開係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（イ） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに笠岡市として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。また、医師会等の関係機関と協力して情報収集し、市内の感染状況等の把握に努め、全庁的な対応を進める。

（ウ） 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（エ） 国と県、他市町村との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と県、他市町村との連携の円滑化等を図るためのDXの推進、人材育成、国と県、他市町村との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

（2）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により住民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の（ア）から（オ）までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と住民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。併せて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、国や県からの最新情報を元に対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

笠岡市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする⁸。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する^{ひぼう}誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受ける社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部⁹及び市対策本部¹⁰は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。笠岡市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

笠岡市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

笠岡市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 特措法第5条

9 特措法第22条

10 特措法第34条

(8) 記録の作成や保存

笠岡市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹¹。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹²とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹³。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁴（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁵の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国の新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

11 特措法第3条第1項

12 特措法第3条第2項

13 特措法第3条第3項

14 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

15 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関¹⁶等で構成される都道府県連携協議会¹⁷（岡山県においては、岡山県感染症対策委員会がその役割を担う。）を通じ、予防計画等について協議を行うことが重要である。また、岡山県感染症予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(3) 市の役割

笠岡市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関（電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、通信等に關

16 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

17 感染症法第10条の2

連する事業者)は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者¹⁹の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁰。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²¹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²²。

18 特措法第 3 条第 5 項

19 特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。(医療機関、医薬品・ワクチン供給業者、感染症対策用の防護具・消毒剤供給業者等)

20 特措法第 4 条第 3 項

21 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

22 特措法第 4 条第 1 項

第6節 新型インフルエンザ等の対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、笠岡市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

※各対策項目の詳細は「第2部新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」参照

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有，リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の目的を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

第2章 新型インフルエンザ等の対応策と危機管理体制

新型インフルエンザ等による住民への危機を回避するため、笠岡市は、その発生状況に応じた危機管理体制を敷き、新型インフルエンザ等に速やかに対応する。

特に市内での感染拡大を防止するため、初期対応に重点を置く必要があり、そのためには、住民、医療機関、行政との間において新型インフルエンザ等対策情報を共有することが重要となる。

笠岡市は、住民に感染予防のための知識と最新の情報を提供し、新型インフルエンザ等の発生に備える必要がある。

笠岡市の対策については、以下の新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、関係課連絡会議、笠岡市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱に基づく対策会議、笠岡市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づく対策本部を早い段階で設置し必要な対策を行う。(P23の表3-2参照) また、国の対策本部長から「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発令された場合には、笠岡市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、発生段階において適切な対策となるよう、本計画を基本としつつ、柔軟に対応するものとする。

対策本部の構成

対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長，教育長
本部員	危機管理監，政策部長，総務部長，市民生活部長，こども・健康福祉部長，建設部長，産業部長，会計管理者，市民病院管理局長，教育部長，議会事務局長，その他本部長が指名する者

(1) 対策本部の所掌事務

- ア 新型インフルエンザ等対策の実施に関すること。
- イ 新型インフルエンザ等に係る情報収集及び伝達に関すること。
- ウ 職員の配備に関すること。
- エ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- オ 岡山県新型インフルエンザ等対策本部との連携に関すること。
- カ 県内・近隣市町村等との連携に関すること。
- キ その他新型インフルエンザ等対策に関する重要な事項に関すること。

(2) 対策本部会議の開催

対策本部の所掌事務に関する方針を決定し、その対策を推進するため、必要がある場合は、本部長は、副本部長及び本部員を招集し、対策本部会議を開催する。(参考：資料「笠岡市新型インフルエンザ等対策本部条例」)

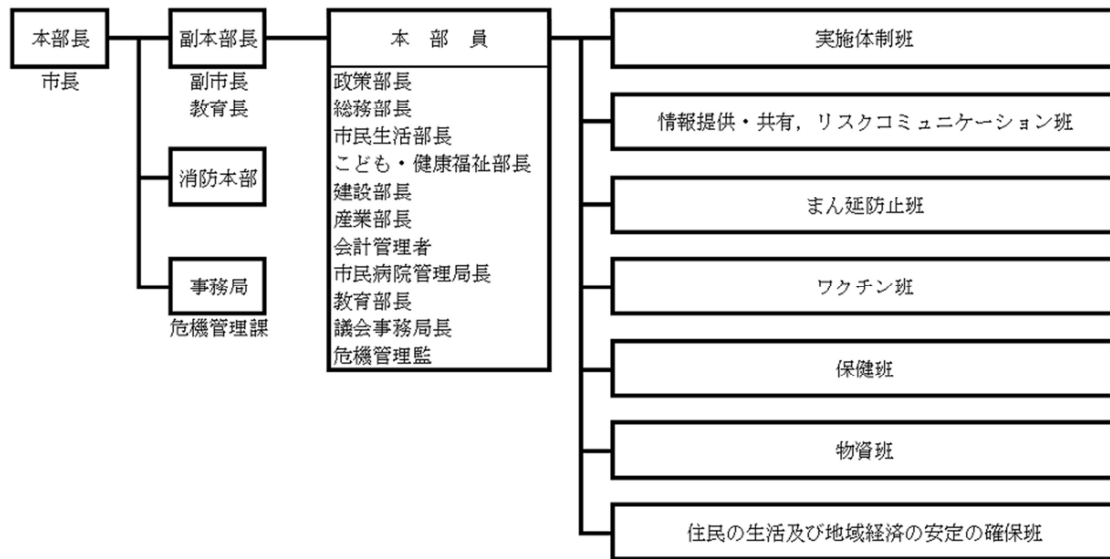
(3) 活動班の設置

対策本部の所掌事務を総合的に推進するため、対策本部の下に活動班を設置する。活動班は、各活動分野の対策内容に応じて、「実施体制班」、「情報提供・共有、リスクコミュニケーション班」、「まん延防止班」、「ワクチン班」、「保健班」、「物資班」、「住民の生活及び地域経済の安定の確保班」の7班体制とする。

班名	対策業務
実施体制班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置運営に関する事 ・ 行動計画、業務継続計画（BCP）策定に関する事 ・ 関係機関との連携に関する事 ・ 訓練の実施に関する事 ・ 感染防護用資器材の備蓄に関する事 他
情報提供・共有、リスクコミュニケーション班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種情報収集に関する事 ・ 住民や事業者等への情報提供・共有に関する事 ・ DXの推進に関する事 ・ 相談窓口の設置に関する事 他
まん延防止班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や事業者等への感染対策の普及啓発に関する事 ・ 住民や事業者等への有事の対応の理解促進に関する事 他
ワクチン班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種体制の構築に関する事 ・ ワクチン及び必要な資材の確保に関する事 他
保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察及び生活支援に関する事 他
物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄に関する事 他
住民の生活及び地域経済の安定の確保班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身への影響を考慮した施策に関する事 ・ 食料・生活必需品等の確保に関する事 ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者²³等、生活支援を必要とする者への支援に関する事 ・ 住民の生活及び地域経済の安定に関する事 ・ 事業者に対する支援に関する事 ・ 遺体の火葬、安置に関する事 ・ ごみの減量化の協力に関する事 他

23 保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

○笠岡市新型インフルエンザ等対策本部編成表



※各課の対応については「第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」参照

実施体制（準備期・初動期）

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1. 訓練の実施

笠岡市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

1-2. 市行動計画等の作成及び体制整備・強化

① 笠岡市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者の他、学識経験者の意見を聴く²⁴。

（危機管理課，健康推進課）

② 笠岡市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保を行うとともに、有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画（BCP）を作成・変更する。

（危機管理課，関係部局）

③ 笠岡市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の研修等を行う。

（危機管理課，健康推進課）

④ 笠岡市立市民病院を中心とした市内医療機関に市行動計画への理解と協力を求め、認識の共有化を図る。

（危機管理課，健康推進課）

⑤ 住民、公共交通機関、ライフライン及び集客施設等の事業者を対象に市行動計画について周知を図る。

（危機管理課，関係部局）

⑥ 各関係課との連携を密にし、庁内における新型インフルエンザ等対策の共有化を図る。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

⑦ 職員の感染防護用資器材（マスク，ゴーグル，手袋，感染防護衣，消毒薬等）の備蓄計画の作成と備蓄準備を行う。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

⑧ 新型インフルエンザ等感染症にり患した職員の届出様式を作成する。

（人事課）

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

① 国が政府対策本部を設置した場合²⁵及び県が県対策本部を設置した場合において、笠岡市は、必要に応じて、表3-1の組織構成による関係課連絡会議、笠岡

24 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

25 特措法第15条

市新型インフルエンザ等対策会議（笠岡市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱に基づく）、笠岡市新型インフルエンザ等対策本部（笠岡市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づく）、笠岡市新型インフルエンザ等対策本部（笠岡市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく）を表3-2の設置基準に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

（全部局）

- ② 笠岡市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（全部局）

- ③ 職員へ感染予防策の徹底を周知する。

・新型インフルエンザ等感染症に罹患した職員の届出様式を職員へ周知する。

（危機管理課，人事課，健康推進課）

- ④ 感染防護用資器材（マスク，ゴーグル，手袋，感染防護衣，消毒薬等）の確保と使用方法や消毒の実施方法について，関係職員への研修を行う。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

笠岡市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁶を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁷ことを検討し、所要の準備を行う。

（危機管理課，財政課，関係部局）

26 特措法第69条，第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

27 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

実施体制（初動期）

表 3-1 対策本部等の組織構成

	関係課連絡会議 ²⁸	対策会議 ²⁹	対策本部 ³⁰	対策本部 ³¹
本部長等	委員長（危機管理監）	委員長（副市長） 副委員長（危機管理監， こども・健康福祉部長）	本部長（市長） 副本部長（副市長， 教育長）	本部長（市長） 副本部長（副市長， 教育長）
本部員等	関係課長	教育長，各部次長， 危機管理課長，健康 推進課長，学校教育 課長	危機管理監 各部長	危機管理監 各部長
その他	その他，議長が必要 に応じて出席を求め る者（感染症に関す る専門家等）	その他，委員長が必要 に応じて出席を求め る者（感染症に関 する専門家等） ※要綱第 3 条第 5 項	その他，本部長が必要 に応じて出席を求め る者（感染症に関 する専門家等） ※要綱第 3 条第 1 項	その他，本部長が必要 に応じて出席を求め る者（感染症に関 する専門家等） ※条例第 3 条第 2 項

表 3-2 対策本部等の設置基準

段階 発生地域	疑い	発生	
	発生の疑いが把握された とき	発生が確認されたとき	緊急事態宣言が発令されたとき (特措法第 34 条第 1 項)
海外	関係課連絡会議 ²⁸	関係課連絡会議 ²⁸	対策本部 ³¹
国内		対策会議 ²⁹	
県内		対策本部 ³⁰	
市内	対策本部 ³⁰	対策本部 ³⁰	

²⁸市行動計画に基づく

²⁹笠岡市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱に基づく

³⁰笠岡市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づく

³¹笠岡市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく

第3節 対応期

3-1. 対策本部の設置準備と職員の感染対策の徹底に向けた準備

- ① 対策本部の設置を行う。
(危機管理課, 健康推進課)
- ② 職員へ感染予防策の徹底を周知する。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症に罹患した職員の届出様式の周知を徹底する。
(危機管理課, 人事課, 健康推進課)
- ③ 感染防護用資器材（マスク, ゴーグル, 感染防護衣, 消毒薬等）の確保と使用方法や消毒の実施方法について, 関係職員への研修を行う。
(危機管理課, 健康推進課, 関係部局)

3-2. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては, 速やかに以下の実施体制をとる。

3-2-1. 対策本部の設置と職員の感染予防策の徹底

- ① 対策本部の設置
 - ・ 政府による緊急事態宣言が発令された場合, 速やかに笠岡市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
 - ・ 感染が拡大した段階では, 想定外の事態が生じることが考えられ, 社会の状況を把握し, 状況に応じて臨機応変に対処する。
 - ・ 対策本部の枠組みを通じ, 全庁的な対応の再整備を行う。
(危機管理課, 健康推進課, 関係部局)
- ② 市内発生時は, 業務継続計画（BCP）に応じた業務を実施する。
 - ・ 職員への感染予防策の徹底を行う。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症に罹患した職員の届出の徹底を行う。
(危機管理課, 健康推進課, 関係部局)
- ③ 感染防護用資器材（マスク, ゴーグル, 手袋, 感染防護衣, 消毒等）の調達を行う。
(危機管理課, 健康推進課, 関係部局)

3-2-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 笠岡市は, 特定新型インフルエンザ等対策³²の実施のため必要があるときは, 県を通じて国に対し, 職員の派遣を要請する。
(危機管理課, 健康推進課, 人事課, 関係部局)
- ② 笠岡市は, 新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは, 県に対し, 特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³³を要請する。
(危機管理課, 健康推進課, 人事課, 関係部局)

32 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって, 新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。(外出やイベント開催の制限要請, 学校の休校要請等)

33 特措法第26条の2第1項

実施体制（対応期）

- ③ 笠岡市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める³⁴。

（危機管理課，人事課，関係部局）

3-2-3. 必要な財政上の措置

笠岡市は、国からの財政支援³⁵を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保³⁶し、必要な対策を講ずる。

（危機管理課，財政課，関係部局）

3-3. 緊急事態措置の検討等について

3-3-1. 緊急事態宣言の手續

笠岡市は、緊急事態宣言が発令された場合は、直ちに対策本部を設置する³⁷。また、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³⁸。

（全部局）

3-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-4-1. 対策本部の廃止

笠岡市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する³⁹。

（全部局）

3-4-2. 庁内体制の見直しに関すること

- ① 笠岡市が中止している窓口業務及び閉鎖業務等を順次、平常時の体制に移行する。

（関係部局）

- ② 笠岡市は、これまでの各段階における対策に関する評価等から市行動計画及び業務継続計画（BCP）の見直しを行う。

- ・ 対策本部の見直しを行う。
- ・ 市職員の感染防止対策の見直しを行う。
- ・ 感染防護用資器材等の補充と見直しを行う。

（危機管理課，健康推進課，人事課，関係部局）

34 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

35 特措法第69条，第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

36 特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

37 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

38 特措法第36条第1項

39 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有，リスクコミュニケーション⁴⁰

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

1-1-1. 情報収集と情報提供の体制整備等に関すること

- ① 笠岡市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

- ・各発生段階に応じた適切な内容を伝えるため、情報提供体制を構築する。
- ・様々な対象者（高齢者，障がい者，外国人等）を想定した効果的な広報手段の整備を関係団体と協力して整備する。

- ② 笠岡市は、新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国又は県からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有について

笠岡市は、国，県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有とともに住民からの相談受付等を実施する。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

笠岡市は、新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国又は県からの要請を受けて、相談窓口等を設置する。

① 相談窓口等の体制

- ・国又は県からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、国から配布されるQ&Aを受け、適切な情報提供を行う。

（危機管理課，健康推進課，人事課，関係部局）

② 情報提供方法

- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等に対しても、受取相手方に応じた情報提供手段を講じる。
- ・ホームページ，公式SNS，相談窓口及び各種地域団体との連携等の多様な手段を活用して、市内の感染状況，新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を住民に提供する。

（危機管理課，健康推進課，人事課，関係部局）

40 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期，初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有について

笠岡市は、住民に対して必要な情報提供、相談受付等を実施する。

① 相談窓口等の体制の充実・強化

・国又は県からの要請に従い、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

・国又は県からの要請に従い、国から状況の変化に応じ配布されるQ&Aの改定版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるように体制の充実・強化を行う。

・国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(危機管理課, 健康推進課, デジタル推進課, 関係部局)

② 情報提供方法

・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等に対しても、受取相手方に応じた情報提供手段を講じる。

・ホームページ、公式SNS、相談窓口及び各種地域団体との連携等の多様な手段を活用して、市内の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を住民に提供する。

・新型インフルエンザ等の発生時における情報の公表については、関係機関と連携し、感染症の発生状況、予防及び治療に必要な情報を、住民に対し提供する。

(危機管理課, 健康推進課, デジタル推進課, 関係部局)

③ 相談窓口等の体制の縮小に関すること

・状況に応じて相談窓口等の体制を縮小する。

・患者発生が減少傾向であっても、住民に正確な情報の提供を続ける。

・情報提供の体制や方法について見直しを行うとともに、終息後も情報提供体制等の課題を検討する。

(危機管理課, 健康推進課, デジタル推進課, 関係部局)

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

笠岡市は、相談窓口等を継続して設置する国、県、他の市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(危機管理課, 健康推進課, デジタル推進課, 関係部局)

第3章 まん延防止⁴¹

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

笠岡市は、住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が整備した相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から住民の理解促進を図る。

（健康推進課，危機管理課）

第2節 初動期

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

① 笠岡市は、市内でのまん延防止のために、市内の公共機関や各種団体等と協力し、準備期から行っている基本的な感染対策の普及や有事の対応等への理解促進を強化する。

② 笠岡市は、国及び県からの要請を受けて、まん延時に迅速な対応がとれるよう、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。

（健康推進課，危機管理課，企画政策課）

第3節 対応期

3-1. まん延防止対策の徹底

① 笠岡市は、国及び県からの要請を受けて、住民生活や社会経済活動の現状を考慮し、県と連携を図りながら、準備期から行っている基本的な感染対策に加え、感染が疑われる場合の適切な医療のかかり方の周知や、感染症の特徴等に応じた有事の対応等への理解促進を徹底する。

② 笠岡市は、周知や理解促進の徹底に当たり、市内の公共機関や各種団体等と協力し、ちらしの配布、ポスター掲示、ホームページ、公式SNS等の多様な手段を用いる。

（健康推進課，危機管理課，企画政策課）

41 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

ワクチン（準備期）

第4章 ワクチン⁴²

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

笠岡市は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器，針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <p>接種会場の救急体制を踏まえ，必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ パルスオキシメーター ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤，抗ヒスタミン剤，抗けいれん剤，副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> ベッド <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

笠岡市は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業者を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

笠岡市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員，会場，資材等を含めた接種体制の構築に向けて協議を平時から行う。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

42 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-3-2. 特定接種

- ① 笠岡市は、国が定める基準に該当する事業者の登録業務に協力する。
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方自治体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、笠岡市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

1-3-3. 住民接種

迅速な予防接種等を実現するため、平時から次の（ア）から（ウ）までの準備を行う。

（ア） 笠岡市は、国等の協力を得ながら、居住する者が速やかにワクチン接種できる体制を構築する⁴³。

次の事項について、医師会等と連携の上、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。

- i 接種対象者数
- ii 人員体制の確保
- iii 医師，看護師，受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関，保健センター，学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国，県，市町村間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法

（イ） 笠岡市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を締結する等、笠岡市外の市町村における接種を可能にするよう取組を進める。

（ウ） 笠岡市は、住民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所・接種の時期の周知，予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 住民への対応

笠岡市は、定期の予防接種について、被接種者等にとってリスクとベネフィット⁴⁴を理解いただけるように分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&Aの提供など、双方向的な取組を進める。

（健康推進課，子育て支援課，危機管理課，関係部局）

43 予防接種法第6条第3項

44 「利益」「恩恵」

ワクチン（初動期）

第2節 初動期

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

笠岡市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

2-1-2. 早期の情報収集

笠岡市は、ワクチンの供給量，必要な資材等，接種の実施方法，必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

2-1-3. 接種体制の構築

笠岡市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等，接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について検討及び調整を行う場合，必要な協力を行う。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

笠岡市は、表1に記載する資材について，適切に確保する。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

笠岡市は、医師会等の協力を得て，医療従事者の確保を図る。また，笠岡市は，接種体制を構築する登録事業者⁴⁵に対して，医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

2-3-2. 住民接種

① 笠岡市は，接種を速やかに開始できるよう，接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに，接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

② 笠岡市は，接種が円滑に行われるよう，地域の実情に応じて，医師会，近隣市町村，県，医療機関等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際，あわせて，接種を実施する医療機関等において，診療時間の延長や休診日の接種等も含め，多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか，必要に応じ，保健センター，学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し，

45 P16 の注釈 19 を参照

医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。特に島しょ部については、各島における集団接種体制等、地域の特性を考慮した対応を検討する。

- ③ 笠岡市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

- ④ 笠岡市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。

- ⑤ 笠岡市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑥ 接種会場での救急対応について、笠岡市は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品について表1を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

- ⑦ 笠岡市は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。

- ⑧ 接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、笠岡市は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

（健康推進課、危機管理課、関係部局）

ワクチン（対応期）

第3節 対応期

3-1. ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 笠岡市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 笠岡市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ、国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。
(健康推進課，危機管理課，関係部局)

3-2. 接種体制

笠岡市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
(健康推進課，危機管理課，関係部局)

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、笠岡市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
(健康推進課，危機管理課，関係部局)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

笠岡市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。
(健康推進課，危機管理課，関係部局)

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 笠岡市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に笠岡市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 笠岡市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
(健康推進課，危機管理課，関係部局)

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

笠岡市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
(健康推進課，危機管理課，関係部局)

3-2-2-4. 接種体制の拡充

笠岡市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県の介護保険部局や医

師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する
（健康推進課，危機管理課，関係部局）

3-2-2-5. 接種記録の管理

笠岡市は，市町村間で接種歴を確認し，接種誤りを防止できるよう，また，接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう，準備期に国が整備したシステムを活用し，接種記録の適切な管理を行う。

（健康推進課，子育て支援課，危機管理課，関係部局）

3-3. 情報提供・共有

- ① 笠岡市は，自らが実施する予防接種に係る情報（接種状況，接種日程，会場，副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等），相談窓口（コールセンター等）の連絡先に加え，国が提供する予防接種に係る有効性・安全性に関する情報について住民への周知を行うとともに，接種に係る差別等の防止について啓発を行う。
- ② 笠岡市は，地域における接種に対応する医療機関の情報，接種の状況，各種相談窓口など，必要な情報提供を検討する。
- ③ パンデミック時においては，特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で，定期の予防接種の接種率が低下し，定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから，笠岡市は，引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

（健康推進課，危機管理課，関係部局）

保健（準備期）

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 業務継続計画（BCP）を含む体制の整備

笠岡市は、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画（BCP）を策定する。

また、業務継続計画（BCP）に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、平時からDXを前提とした業務の抜本的な見直しとともに、外部委託の活用等による業務効率化及び職員の適正配置等による働き方改革を推進し、体制を整備する。

（危機管理課，健康推進課，人事課，関係部局）

1-2. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-2-1. 研修・訓練等の実施

笠岡市は、新型インフルエンザ等の発生及びまん延に備え、国や県の研修等を積極的に活用する。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

（危機管理課，健康推進課）

1-2-2. 多様な主体との連携体制の構築

① 笠岡市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

② 感染症の発生段階に応じた感染症危機下の災害対応について、国・県が示す指針について各関係課で共有する。

（危機管理課，健康推進課）

1-3. 保健所との協力体制の整備

笠岡市は、県から健康観察に協力するよう要請があった場合の体制を整備する。

（健康推進課）

1-4. 地域における情報提供・共有，リスクコミュニケーション

① 笠岡市は、国から提供された情報をはじめ、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気，マスク着用等の咳エチケット，手洗い，人混みを避ける等），感染症の発生状況等の情報，新型インフルエンザ等に関する情報，発生時に取るべき行動や対策等について，地域の実情に応じた方法で，住民等に対して情報提供・共有を行う。また，住民等への情報提供・共有方法や，住民等からの相談体制の整備方法，リスクコミュニケーションの在り方等について，あらかじめ検討を行い，感染症有事の際に速やかに感染症情報の住民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

② 笠岡市は，感染症情報の共有に当たり，情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう，住民等が必要とする情報を把握し，更なる情報提

供・共有に資する方法等を整理する。

- ③ 笠岡市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、感染症有事において適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

第2節 初動期

2-1. 感染症有事体制への移行準備

- ① 笠岡市は県から応援派遣要請があった場合に備え、業務継続計画（BCP）に基づく業務体制に円滑に移行できるよう、準備を進める。
- ② 笠岡市は、県から提供を受けた患者情報について、国や県が示す指針に基づき、災害時の適切な避難行動の推進や、避難先での適切な感染防止対策を行う。

（危機管理課，市民課，福祉総務課，健康推進課，関係部局）

2-2. 住民等への情報発信・共有の開始

笠岡市は、国が設置した情報提供・共有のためのウェブサイト等を住民等へ周知するとともに、Q&A の公表や県民等向けコールセンター等の情報を提供し、共有体制を構築する。また、双方向的なコミュニケーションの環境を整え、リスク認識や対策の意義を共有する。

（危機管理課，健康推進課，デジタル推進課，関係部局）

第3節 対応期

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 笠岡市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 笠岡市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

（健康推進課）

物資（準備期・初動期・対応期）

第6章 物資⁴⁶

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁴⁷

- ① 笠岡市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資（マスク、ゴーグル、手袋、感染防護衣、消毒薬等）を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁹。

（危機管理課，健康推進課）

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

（消防組合）

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

笠岡市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を定期的に確認し、必要に応じて補充に努める。

（危機管理課，健康推進課）

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

笠岡市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を定期的に確認する。

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

笠岡市は、国、県との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

（危機管理課，健康推進課）

46 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

47 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

48 特措法第10条

49 特措法第11条

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保⁵⁰

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

笠岡市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

笠岡市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな者、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

（全部局）

1-3. 物資及び資材の備蓄⁵¹

- ① 笠岡市は、市行動計画に基づき、第6章第1節に規定する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁵²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁵³。

- ② 笠岡市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

- ③ 笠岡市は、社会機能が低下した際の生活必需品等の確保について、笠岡市地域防災計画における支援協定を推進する。

（危機管理課，健康推進課，関係部局）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

笠岡市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

（福祉総務課，地域福祉課，長寿支援課，危機管理課，関係部局）

50 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

51 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

52 特措法第10条

53 特措法第11条

住民の生活及び地域経済の安定の確保（初動期・対応期）

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

笠岡市は、国から県を通じて要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

（市民課，危機管理課，関係部局）

2-2. 物資及び資材の備蓄

笠岡市は、社会機能が低下した際の食料品や生活必需品等の確保を図るため、笠岡市地域防災計画における支援協定を確認する。

（危機管理課，関係部局）

2-3. 生活支援を要する者への支援等の準備

笠岡市は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に対して、支援が必要となった場合の具体的な支援策を検討する等の準備を行う。

（福祉総務課，地域福祉課，長寿支援課，危機管理課，関係部局）

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

笠岡市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策，メンタルヘルス対策，孤独・孤立対策，高齢者のフレイル予防，こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

（健康推進課，福祉総務課，地域福祉課，長寿支援課，子育て支援課，関係部局）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

笠岡市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り，介護，訪問診療，食事の提供等），搬送，死亡時の対応等を行う。

（福祉総務課，地域福祉課，長寿支援課，危機管理課，関係部局）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

笠岡市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁵⁴やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

（教育総務課，学校教育課，危機管理課）

54 特措法第45条第2項

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 笠岡市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 笠岡市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 笠岡市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 笠岡市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁵⁵。

（農政水産課，商工観光課，危機管理課，関係部局）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 笠岡市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 笠岡市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるとして、特措法第 56 条の規定に基づく埋葬及び火葬の特例が設けられた場合、笠岡市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

（市民課，関係部局）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

笠岡市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民の生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

（農政水産課，商工観光課，危機管理課，関係部局）

住民の生活及び地域経済の安定の確保（対応期）

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① 水道事業者である笠岡市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。
(上下水道総務課, 上下水道工務課, 関係部局)
- ② ごみの減量化について、通常収集回収の維持が困難な場合、ホームページ、公式SNS等を活用して、住民、事業者等にごみ排出抑制の協力を呼びかける。
(環境課, 関係部局)
- ③ 防犯・防災機能の確保に努めるとともに、笠岡警察署の防犯機能確保に協力する。
(まちづくり課, 関係部局)